

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	身体障害者手帳の交付	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	石黒 清子	<b>内線</b>	2685
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	身体障害者手帳の交付				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	24 年度	<b>根拠法令等</b>	身体障害者福祉法第15条	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	身体障害者福祉法で定められた障害の認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障害者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置等を受けるために必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成20年6月1日現在数：6,992人（18歳未満含） 肢体不自由：3,791人、内部障がい：2,103人、聴覚・言語機能障がい：563人、視覚障がい：535人				
<b>内容</b>	<p>【身体障害者手帳区分】（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている）                  肢体不自由（1～6級） 視覚障がい（1～6級）                  聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3～4級）                  音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級）                  心臓、腎臓若しくは呼吸器、又はぼうこう直腸、若しくは小腸、若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）</p> <p>【手帳取得目的】                  手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減をするために取得が必要である。JR線・連絡社線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】                  交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。                  障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。                  東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。                  障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）</p>				
<b>経過</b>	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する）。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」がさだめられる 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間）				
<b>必要性</b>	身体障害者福祉法に基づく事務				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費				6,464	5,551	5,551	
	【事務分担量】（%）				75	65	75	
	合計（+）	0	0	0	6,464	5,551	5,551	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	6,464	5,551	5,551	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	交付件数	669	570	794	701	798	790	
	年度末手帳所持者数	5,454	5,754	6,035	6,197	6,587	6,883	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	交付件数	701	798	790	133	-	平成20年度は6月1日現在
	手帳所持者数	6,197	6,514	6,883	6,992	-	平成20年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の医師が身体障害者手帳の意見書の記載ができる指定医の認定申請をしていただくと、区民が利用しやすくなる。</li> <li>・近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっており、日常生活の支援が重要となっている。</li> <li>・65歳以上の手帳所持者が全体の6割を占め、介護保険制度との連携が更に必要となっている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障害福祉サービスと介護保険制度によるサービスがスムーズに受けられるよう、連絡会等を開催する。	障害福祉サービスと介護保険制度の充実を図る。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	愛の手帳の交付	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	石黒 清子	<b>内線</b>	2685
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	愛の手帳交付に関する事務				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	42 年度	<b>根拠法令等</b>	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種制度・援護措置を受けるために、愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。				
<b>対象者等</b>	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成20年6月1日現在：874人（18歳未満含） 1度：43人 2度：213人 3度：234人 4度：384人				
<b>内容</b>	<p><b>【手帳区分】</b> 知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。 （1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p><b>【手帳取得目的】</b> 手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p><b>【手帳交付事務の流れ】</b> 交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する） 北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。 区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>				
<b>経過</b>	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始				
<b>必要性</b>	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額								
決算額（20年度は見込み）								
人件費				2,155	4,270	3,416		
【事務分担量】（%）				25	50	40		
合計（+）	0	0	0	2,155	4,270	3,416	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	2,155	4,270	3,416	0	
<b>実績の推移</b>								
<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	
交付件数	62	51	70	77	84	81		
年度末手帳所持者数	741	759	786	817	812	868		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	交付件数	77	26	27	11	-	平成20年度は6月1日現在
	手帳所持者数	817	824	868	874	-	平成20年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛の手帳」取得のためには判定の予約が必要であり、その予約が取れにくい状態であったが、東京都と調整した結果、18歳到達者（更新）については年に1～2回巡回相談判定が実施されるようになった。</li> <li>・重複障がいの傾向が多くなり、日常生活の支援が重要となっている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神障害者保健福祉手帳の交付				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4	
終期設定	有 無	年度	法令等	5条	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	一定の精神障がいの状態にあること証明することで、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じ、もって精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約があるもの。（知的障がい者は除く）程度によって1級～3級に区分される。区内の推定障がい者数は、3,000人。自立支援医療制度利用者は1,987人。手帳所持者数は778人（うち、1級 103人 2級 435人 3級 240人）				
内容	主な優遇措置...所得税・住民税・相続税・自動車税・個人事業税等の減額及び免除、都営交通の無料乗車証、都・区立施設の利用料減免、携帯電話料金の割引、生保受給者への加算措置 1 申請受付及び交付（経由事務） 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 都への送付。都は審査後、手帳を区へ送付 区は処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す 2 申請から交付まで2～3ヶ月を要する 3 承認期間は2年で、更新可				
経過	平成 7年10月	保健所で精神障害者保健福祉手帳交付事業開始			
	平成12年 4月	保健所より障害者福祉課に事務移管			
	平成18年10月	申請書類に顔写真の提出が義務付けられる			
	平成20年 4月	都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付			
必要性	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）  経由事務のため、予算措置なし。				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費				1,815	4,183	2,927	
	【事務分担量】（%）				50%	135%	70%	
	合計（+）	0	0	0	1,815	4,183	2,927	
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	1,815	4,183	2,927	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	手帳所持者数(3月31日現在)				716	824	778	840

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	手帳所持者数(3月31日現在)	716	824	778	822	834	20年度は6月末時点
	所持者数の割合 %	36	41	39	41	42	精神保健福祉手帳の所持者数 / 自立支援医療利用者数
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援医療を受けながら精神手帳の所持している者の割合を増やす。</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳でのサービスは、他の障がい者の施策と比較すると依然不十分である。</li> </ul>
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援医療申請時に手帳のPR	制度を活用して、社会参加の機会を増やす。
他障がいのサービス内容にそえる課題の検討	不公平感を取り除きノーマライゼーションに寄与。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

(議会要旨)	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	自立支援医療(精神通院)制度等	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	自立支援医療制度(精神通院)等				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	自立支援法52条, 53条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	自立支援医療制度(精神通院)は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。				
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 (食事療養費のみ自己負担、承認期間1年)				
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通う。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。				
経過	12年4月 通院医療費公費負担制度(精神保健福祉法第32条)が保健所から障害者福祉課に事務移管。 2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入(生保・国保を除く) 15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更 18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。				
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 19年度都交付金 1件228円×128件=30,096円				

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額(20年度は見込み)							
	人件費				1,901	4,183	2,927	
	【事務分担量】(%)				51%	135%	75%	
	合計(+)	0	0	0	1,901	4,183	2,927	0
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	1,901	4,183	2,927	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	自立支援医療申請受理件数				1,672	2,496	2,626	2,700
	自立支援医療受給者数						1,987	2,100

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	申請率 %	-	-	66	70	70	受給者数（年度末現在） / 推定受給者数（3,000人）
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>1 有効期間が2年から1年となり、医療機関等変更届を含めて手続きが頻繁となり、利用者や関係機関からの問い合わせ等が増えた。</p> <p>2 自立支援法施行以前（精神保健福祉法第32条）に医療機関経由の申請であった者（約半数）が代行不可となり、すべて個人申請となったため、窓口が煩雑となった。</p>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施                      区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
申請にかかる費用負担（診断書料・税証明発行手数料）の軽減のため、税証明添付については、他の方法で証明できる方法を検討。	申請者の経済負担の緩和。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会（要旨）質問状況	
------------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	増田 志鶴代	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 47 年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。				
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成20年6月末日現在認定者数1,651名（65歳以上700名）				
内容	<p>国指定：46疾病、都指定：28疾病 合計：74疾病 〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額... A（所得税非課税）～ G（所得税額70,001円以上）7段階（平成20年7月から変更） 重症者の場合、負担軽減あり 〔申請手続き〕 1 申請受付 申請書類等を受取り、東京都へ進達する。区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。 2 申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業</p>				
経過	<p>昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。 平成10年 5月 自己負担を導入。 平成12年 9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。 平成14年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人） 平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。 平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。 19疾病について軽快者を設定する。 平成17年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。 平成17年10月 1疾病追加、軽快者対象疾病5疾病追加。 平成19年 9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。 平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（東京都の制度） 平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（国の制度） 平成20年 6月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成受付終了。（東京都の制度）</p>				
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 経由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 平成19年度都交付金 1件228円×1,621件=369,588円</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額								
決算額（20年度は見込み）								
人件費				7,757	7,757	6,405		
【事務分担量】（%）				90	90	95		
合計（+）	0	0	0	7,757	7,757	6,405	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）			386	299	384	400	400	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	-386	7,458	7,373	6,005	-400	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
難病認定者数			1,441	1,432	1,491	1,594	1,600	
申請件数			1,672	1,615	1,637	1,621	1,700	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	認定者数	1,432	1,491	1,594	1,651	-	平成20年度は6月末日現在
	申請件数	1,615	1,637	1,621	1,855	-	平成20年度は6月末日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病指定になっていない病気の中で相談件数の多いものに関しては、東京都に働きかけていく必要がある。</li> <li>・ 9月の一世更新受付事務がスムーズにいくような体制を考えていく。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施      22      区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議況（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	都営交通無料乗車券等の発行事務	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	寺澤 望	<b>内線</b>	2687
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	都営交通無料乗車券等の発行事務				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	39 年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	法令等		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。				
<b>対象者等</b>	<b>【都営交通無料乗車券】</b> 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者 <b>【民営バス運賃割引証】</b> 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） <b>【有料道路通行料金割引】</b> 本人運転の場合：身体障害者手帳所持者 介護運転の場合：第1種の身体障がい者及び重度の知的障がい者				
<b>内容</b>	<b>【都営交通無料乗車券】</b> 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。有効期間は3年（更新は9月30日）。 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。 （第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額） 都電、都バス、日暮里・舎人ライナー、都営地下鉄の全区間で使用可能。  精神障害者保健福祉手帳所持者について 都内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳所持者については、精神障害者都営交通乗車証が発行される。各定期券発売所での申請となり、有効期間は2年。  <b>【民営バス運賃割引証】</b> 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。 利用方法：障がい者が介護者同伴で民営バスに乗車する場合、割引証を提示することで介護者も割引を受けることができる。（身体障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。）  <b>【有料道路通行料金割引の証明】</b> 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し、車検証・免許証等の必要書類を添えて申請。 （手帳に証明印を押印する。） 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引き。 ETC利用者はETCレーンを通行する。				
<b>経過</b>	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成20年4月 精神障害者都営交通乗車証の発行手数料が無料となる。 平成20年9月30日 都営交通無料乗車券の磁気カード切替完了。				
<b>必要性</b>	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額								
決算額（20年度は見込み）								
人件費					431	854	854	
【事務分担量】（%）					5	10	10	
合計（+）	0	0	0	431	854	854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）						77	49	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	431	777	805	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	無料乗車券交付件数	-	1,522	1,550	1,313	1,696	1,687	
	有料道路割引取扱件数	1,365	830	522	622	478	608	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	無料乗車券交付数	1,313	1,696	1,687	206	-	平成20年度は6月末現在
	有料道路割引取扱件数	622	478	608	141	-	平成20年度は6月末現在
	民営バス運賃割引証交付数	15	15	12	2	-	平成20年度は6月末現在

(問題点・課題)	<p>精神障害者保健福祉手帳所持者は定期券発売所で発券ができる。身体障害者手帳所持者は障害者福祉課のみでの発券となっているため、利用者の利便性向上のために発券窓口を増設できるとよい。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施      22      区                      未実施                      区 ）</p> <p>東京都の経由事務</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
他の機関でも発券できるように働きかけていく。	利用者の利便性の向上。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者施設介護・訓練等給付事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	平田 直子	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	障害者施設介護・訓練等給付費（56-06-10-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	18 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。</li> <li>進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。</li> </ul>				
<b>対象者等</b>	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者				
<b>内容</b>	<p><b>【支援の種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。</li> <li>就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。</li> <li>就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。</li> <li>施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。</li> <li>療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。</li> <li>生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。</li> </ul> <p><b>【障害者自立支援法経過措置】（旧法施設）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者更生施設（更生に必要な訓練等）</li> <li>身体障害者療護施設（治療及び養護）</li> <li>知的障害者授産施設（就労に必要な訓練等）</li> <li>身体障害者授産施設（就労に必要な訓練等）</li> <li>知的障害者更生施設（日常生活訓練等）</li> </ul>				
<b>経過</b>	昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始 平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ 平成18年 4月 障害者自立支援法による利用者負担改定、食費等実費負担導入 平成18年10月 障害者自立支援法全面施行 新体系施設開始 平成23年 3月 施設新体系移行経過措置終了予定				
<b>必要性</b>	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。				
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【審査・決定】</b> 直営 <b>【支払】</b> 東京都国民健康保険団体連合会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	544,572	498,562	590,410	628,213	640,240	608,513	797,916	
決算額（20年度は見込み）	542,695	469,531	574,260	623,615	535,841	557,180	797,916	
人件費				2,499	3,843			
<b>【事務分担量】（%）</b>				29	45			
合計（+）	542,695	469,531	574,260	626,114	539,684	557,180	797,916	
国（特定財源）	238,678	234,297	271,312	323,557	211,404	281,347	397,763	
都（特定財源）	6,613	2,880	3,128	1,303	71,030	135,064	200,076	
その他（特定財源）	46,430	588	10	0	0	0	0	
一般財源	250,974	231,766	299,810	301,254	257,250	140,769	200,077	
<b>実績の推移</b>								
	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	療養介護対象者数	-	2	2	2	1	1	1
	施設入所者数	128	133	141	138	139	135	134
	施設通所者数	47	51	117	119	125	129	128

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設訓練等支援費	535,841	施設訓練等支援費	557,180	施設訓練等支援費	797,916

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	療養機関入所者数	2	1	1	1	-	平成20年度は6月末日現在
	施設入所者数（療護除く）	136	139	135	134	-	平成20年度は6月末日現在
	施設通所者数	118	125	129	128	-	平成20年度は6月末日現在

（問題点・課題）	<p>・作業所から新体系施設への移行状況にそった予算措置が必要となる。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各作業所等の新体系施設への移行状況の確認。	補助金から介護報酬への移行円滑化。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	ホームヘルプサービス事業 (居宅介護・重度訪問介護)	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	澤田 利江	<b>内線</b>	2681
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)</b>	ホームヘルプ事業費 (56-09-10-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	40 年度	<b>根拠</b>	H15～17年度 支援費制度による居宅介護事業	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	H18年度 障害者自立支援法による居宅介護事業	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	常時介護を必要とする心身障がい者(児)にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むのに必要なサービスを行うことで、心身障がい者(児)の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。				
<b>対象者等</b>	日常生活を営むのに支障のある心身障がい者(児)。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度(1級)の者については、上乘せの対象とする。				
<b>内容</b>	<p><b>【支援の種類(介護給付)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護(障害程度区分「区分1以上」) 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う(身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助)</li> <li>・重度訪問介護(障害程度区分「区分4以上」) 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行う</li> <li>・行動援護(障害程度区分「区分3以上」) 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う</li> </ul> <p>利用者負担額は「1割」(上限月額は0円～37,200円で、世帯の収入状況により区分決定)</p> <p><b>【参考】「支援費制度」による居宅介護支援 平成15～17年度</b> 行政が決定する「措置制度」から、利用者自らが都道府県の指定を受けた事業所と契約を結びサービスの提供を受ける「支援費制度」に移行 利用者負担額は、0円～全額(階層区分により決定)</p>				
<b>経過</b>	平成11年 4月	事業委託方式一部試行的開始			
	平成12年 4月	事業委託方式全部実施			
	平成13年 4月	中・軽度の知的障がい者利用対象化			
	平成15年 4月	支援費制度(居宅介護)開始(精神・難病を除く)			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行(介護給付)			
	平成18年10月	日常生活支援 重度訪問介護			
<b>必要性</b>	心身障がい者(児)の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。				
<b>実施方法</b>	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【支払】国民健康保険団体連合会に支払を大部分委託している 【サービス提供】都指定居宅介護事業者(平成20年5月現在利用実績のある事業者、36社)				

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	108,631	154,047	193,261	223,239	230,058	230,595
	決算額(20年度は見込み)	100,779	153,968	193,185	223,239	228,583	235,006	237,979
	人件費				6,033	7,686	7,686	
	【事務分担当】(%)				70	90	90	
	合計(+)	100,779	153,968	193,185	229,272	236,269	242,692	237,979
	国(特定財源)	46,307	74,010	95,109	111,385	107,936	115,298	118,990
	都(特定財源)	29,995	38,542	48,328	55,763	53,968	57,649	59,495
	その他(特定財源)	917	0	0	0	0	0	0
	一般財源	23,560	41,416	49,748	62,124	74,365	69,745	59,494
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用時間数(居宅介護)	45948.5H	57228.5H	72319.5H	87157.5H	74880.5H	43941.0H	44547.0H
	利用時間数(重度訪問介護)					21422.0H	49409.0H	56976.0H
	利用者数(居宅介護)			143人	150人	148人	170人	200人
	利用者数(重度訪問介護)					23人	23人	25人

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	ホームヘルパー派遣	228,583	ホームヘルパー派遣	235,006	ホームヘルパー派遣	237,979

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用時間数	87157.5H	96302.5H	93350.0H	21775.0H	135486.0H	20年度は20年6月末現在
	利用者数（実人数）	150人	171人	193人	175人	250人	20年度は20年6月末現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年10月に国民健康保険団体連合会に支払を大部分委託しているが、支払確認に時間を要する。</li> <li>・ 行動援護のできる事業所を開拓する。</li> <li>・ 居宅介護事業所との情報交換をして意見を聞く。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が在宅生活を送るための重要事業である

況議会 （要質 問旨 問状）	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
-------------------------	-------------------------------------



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	デイサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	平田 直子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	デイサービス事業費（56-09-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠法令等	障害者自立支援法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては就学児の放課後の活動場所となる。				
対象者等	障がい者、およびそれに順ずる児童。				
内容	<p>【実施内容】 障害者自立支援法による児童デイサービスとして実施。障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、ならびに集団生活への適応訓練を行う</p> <p>【利用方法】 申請 決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担支払</p> <p>【利用者負担】 利用額総額の3%</p> <p>【費用支払】 区へ指定事業者の登録申請 区による指定 利用者との契約・サービス提供 利用者負担受領 地域活動支援費（利用者負担差引額）を区へ請求・受領</p>				
経過	<p>平成15年 4月 支援費制度開始</p> <p>平成18年 4月 利用者負担改定</p> <p>平成18年10月 荒川区障害者地域活動支援支給事業実施</p> <p>平成20年 4月 地域活動支援については、障がい者地域活動支援事業へ事務移管</p>				
必要性	心身障がい者の自立や社会参加を促進し、介護者の支援や日常生活における質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
実施方法	<p>（2-一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【サービス提供】指定居宅支援事業者及び地域活動支援事業者が実施する</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		37,901	30,534	17,327	17,096	18,116	18,412	
決算額（20年度は見込み）		37,318	26,689	12,962	17,096	18,115	18,412	
人件費				862	1,281	854		
【事務分担量】（%）				10	15	10		
合計（+）	0	37,318	26,689	13,824	18,377	18,969	18,412	
国（特定財源）		19,337	13,318	6,649	8,548	8,419	9,205	
都（特定財源）		9,667	6,698	3,328	4,274	4,209	4,603	
その他（特定財源）								
一般財源	0	8,314	6,673	3,847	5,555	6,341	4,604	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	認定者数（人）		127	195	125	119		
	利用回数（回）		1,315	7,444	4,386	3,636		

19年度までは身体・知的・児童の合計

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	身体デイ	225	児童デイ	17,528	児童デイ	18,412
		知的デイ	1,320	知的障がい者デイ	587		
		児童デイ	13,018	地域活動支援センター型			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	身体デイ年間利用回数	681	366	-	-	-	-
	知的デイ年間利用回数	27	175	229	-	-	-
	児童デイ年間利用回数	3,678	3,095	3,480	455	-	20年度は6月末現在

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者グループホーム事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美	
		<b>担当者名</b>	平田 直子	<b>内線</b>	2683	
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	グループホーム事業費 (56-09-50-01)					
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	15 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法、荒川区知的障害者グループホーム入居者援護事業運営要綱		
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]				
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]				
<b>目的</b>	障がい者の地域における自立生活を支援するため、生活の場である共同生活住居に入居している者に対し、日常生活における支援及び指導を行う。					
<b>対象者等</b>	【共同生活援助（グループホーム）】 ・就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。					
	【共同生活介護（ケアホーム）】 ・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。 ・障害程度区分2以上の者					
<b>内容</b>	<b>【サービス内容】</b>	障害福祉サービスにおける共同生活援助、共同生活介護 就労中等の障がい者の日常生活（食事等）の支援又は介護を行い生活の場を提供する				
	<b>【利用者負担】</b>	障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費				
<b>内容</b>	<b>【知的障がい者】</b>	家賃助成制度があり、所得に応じて利用者へ助成 所得月額73,000円未満の場合 … 全額助成（月額24,000円を限度） 所得月額73,000円以上97,000円未満の場合 … 半額助成（月額12,000円を限度）				
	<b>【精神障がい者】</b>	施設借上費 入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業者へ助成 荒川区内のグループホームおよびケアホームを記載 (平成19年6月現在)				
		<b>知的障がい者施設</b>	<b>グループホーム入所人数</b>	<b>ケアホーム入所人数</b>	<b>精神障がい者施設</b>	<b>グループホーム入所人数</b>
		ピアホーム	3		ホームとらむ	4
		町屋生活寮	3	2	ふるさとホーム荒川第2	3
		瀬口寮	0	0	ふるさとホーム荒川第5	7
		東日暮里ハイツ	1	5		
		東日暮里イルカ寮	1			
		東日暮里かつお寮	1	1		
		東日暮里さんま寮	1	1		
<b>経過</b>	平成14年度まで 都及び区においては国の措置制度の単価に上乗せ（1月分89,000円） 平成14年12月 重度生活寮東日暮里ハイツにより重度単価214,700円適用 平成15年4月 区立障害者GH（ピアホーム）及び東日暮里ハイツが法内GHとなり支援費制度対象となる 平成15年度以降 支援費制度により、「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ 平成18年4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化となる 平成19年4月 精神障がい者グループホーム事業を統合					
<b>必要性</b>	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。					
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【支払（一部）】東京都国民健康保険団体連合会					

<b>予算・決算額等の推移</b>	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	39,981	43,655	49,298	52,345	89,264	71,985	99,104
	決算額（20年度は見込み）	32,844	43,655	48,100	52,213	74,368	97,754	99,104
	人件費				1,724	1,708	1,708	
	【事務分担量】（%）				20	20	20	
	合計（+）	32,844	43,655	48,100	53,937	76,076	99,462	99,104
	国（特定財源）	4,908	11,621	12,547	13,956	16,173	20,626	24,885
	都（特定財源）	907	6,894	7,720	8,556	22,696	14,358	12,442
	その他（特定財源）							
一般財源	27,029	25,140	27,833	31,425	37,207	64,478	61,777	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用者数	33	40	40	37	56	62	64
	家賃助成対象者数		5	14	16	17	25	25

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	扶助費	グループホーム・ケアホーム	51,036	グループホーム・ケアホーム	90,185	グループホーム・ケアホーム	49,770
		都型・区型グループホーム	2,911	区型グループホーム	2,136	都加算	41,680
		3,810	家賃助成	5,433	家賃助成	4,032	
					区型グループホーム	2,136	
					精神施設借上費	540	
	負担金補助及び交付金	精神グループホーム	16,611		新規入所者分	945	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値	
標	利用者数	37	56	62	64	72	平成20年度は6月末現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>国の施策において、施設から地域生活へが今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホームがますます必要となってくる</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
施設入所者における地域生活移行予定者数の把握	グループホームのおよびケアホーム必要数の把握ができる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	生活の拠点として必要性が高い

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	短期入所事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美																				
		担当者名	平田 直子	内線	2683																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害児者短期入所事業（56-09-40-01）																								
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業																					
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠																						
終期設定	有 無	年度	法令等																						
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]																							
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																							
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																							
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、介護給付費の指定短期入所施設を利用し、一時的に心身障がい者（児）を保護する。																								
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる児童も対象とする。																								
内容	<p>【実施内容】 障害者自立支援法介護給付短期入所事業として実施。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払</p> <p>【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により3%負担（3年間）ただし、上限額15,000円・24,600円・37,200円の場合は3%の積上げで半額まで</p> <p>【利用者数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成16年度</td> <td>知的22人（2,922日）</td> <td>児童 3人（250.25日）</td> <td>身体2人（8日）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>知的26人（3,059日）</td> <td>児童16人（366.75日）</td> <td>身体2人（96日）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>知的26人（2,609日）</td> <td>児童16人（853日）</td> <td>身体1人（49日）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>知的31人（3,105日）</td> <td>児童14人（454日）</td> <td>身体3人（170日）</td> <td>精神1人（9日）</td> </tr> </table>					平成16年度	知的22人（2,922日）	児童 3人（250.25日）	身体2人（8日）		平成17年度	知的26人（3,059日）	児童16人（366.75日）	身体2人（96日）		平成18年度	知的26人（2,609日）	児童16人（853日）	身体1人（49日）		平成19年度	知的31人（3,105日）	児童14人（454日）	身体3人（170日）	精神1人（9日）
平成16年度	知的22人（2,922日）	児童 3人（250.25日）	身体2人（8日）																						
平成17年度	知的26人（3,059日）	児童16人（366.75日）	身体2人（96日）																						
平成18年度	知的26人（2,609日）	児童16人（853日）	身体1人（49日）																						
平成19年度	知的31人（3,105日）	児童14人（454日）	身体3人（170日）	精神1人（9日）																					
経過	<p>平成14年度まで 身体障がい者及び知的障がい者については、区（福祉事務所）に申請し、都心障センターで利用調整していた。児童については、児童相談所に直接申請し、処遇していた。</p> <p>平成15年 4月 支援費制度の導入により、区が実施主体となる。ただし、当分の間、身体障がい者知的障がい者は都心障センターで利用調整を行う。障がい児は、夏季と冬季の利用について、都児童相談センターで利用調整を行う。</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる。（精神障がい者含む）</p>																								
必要性	常時、在宅で心身障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。																								
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会 【サービス提供】利用者と契約した指定事業者</p>																								

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		18,760	38,544	40,504	41,928	38,027	42,843	
決算額（20年度は見込み）		18,760	38,544	40,390	41,928	42,358	42,843	
人件費				1,724	1,281			
【事務分担量】（%）				20	15			
合計（+）	0	18,760	38,544	42,114	43,209	42,358	42,843	
国（特定財源）		7,204	15,245	16,253	15,303	15,327	17,259	
都（特定財源）		9,374	15,579	15,347	13,001	13,030	12,790	
その他（特定財源）								
一般財源	0	2,182	7,720	10,514	14,905	14,001	12,794	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用者数		32	37	44	43	46	
	利用総日数		1,873	3,180	3,522	3,511	3,738	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	短期入所事業費	41,928	短期入所事業費	42,358	短期入所事業費	42,843

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用者数	44	43	46	36	48	20年度は6月末時点
	利用総日数	3,521.75	3,511	3,738	464	3,840	20年度は6月末時点
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	福祉サービスの支給決定を受けていない者が、緊急時に必要なサービスを利用できない場合がある。
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障がい者の状況を把握し福祉サービスの支給決定を受けよう周知を行う	緊急な状況にも柔軟な対応ができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	コミュニケーション支援事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	澤田 利江	<b>内線</b>	2681
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	コミュニケーション支援事業費 (56-10-20-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	元年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	荒川区手話通訳者派遣事業実施要綱	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る				
<b>対象者等</b>	聴覚障がい者及び言語機能障がいに係る身体障害者手帳が1・2級の者（所得制限 なし）				
<b>内容</b>	<p>【委託先】 (福)荒川区社会福祉協議会（荒川社協） (福)東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センター（通訳派遣センター）</p> <p>【派遣回数】 派遣対象者1人につき月10回まで (ただし、生命及び身体に関する場合は上記回数にカウントしない)</p> <p>【派遣対象】 生命・健康、権利の保持、職業・仕事、教育、文化・教養、人間関係保持に関するもの (ただし、手話通訳が用意されている場合又は営業、政治、宗教活動は除く)</p> <p>【利用方法】 希望者が荒川社協に登録する 手話通訳者を必要とするときに荒川社協あて派遣を申請する ただし、医療に関すること又は訴訟等、専門的な交渉にかかわる場合に限りは、通訳派遣センターに直接申し込むことができる</p> <p>【報償費等】 荒川社協 ..... 手話通訳者に対し報償（1時間につき1,500円）を支払う (派遣に要する交通費等は派遣対象者の負担) 通訳派遣センター ... 最初の1時間14分まで4,000円、以降1時間ごと3,000円の契約 (派遣場所までの交通費は契約金額に含む)</p>				
<b>経過</b>	<p>平成12年 4月 報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が、地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成19年 4月 東京都が行っていた手話通訳派遣事業が廃止され、各区市町村で高度な通訳派遣も実施することとなり、荒川区もこれまで東京都が契約してきた通訳派遣センターと委託契約を結んだ。</p> <p>平成20年 4月 事業名変更（手話通訳派遣事業 コミュニケーション支援事業） 要約筆記派遣の実施のため通訳派遣センターと委託契約を結んだ。</p>				
<b>必要性</b>	日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者の派遣が必要である。				
<b>実施方法</b>	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (福)荒川区社会福祉協議会、(福)東京聴覚障害者福祉事業協会に委託し実施				

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	1,459	1,408	1,393	1,814	1,676	3,131	3,602
	決算額（20年度は見込み）	1,291	1,403	1,343	1,643	1,676	2,695	3,602
	人件費				862	427	854	
	【事務分担当】（%）				10	5	10	
	合計（+）	1,291	1,403	1,343	2,505	2,103	3,549	3,602
	国（特定財源）					310	848	1,800
都（特定財源）	640	629	696	692	662	424	900	
その他（特定財源）								
一般財源	651	774	647	1,813	1,131	2,277	902	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	延べ利用者数	128	146	156	197	188	315	350
	派遣回数	319	421	429	513	503	643	700
	延べ派遣時間	617	717	709	868	873	1,153	1,740

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	1,676	2,695	事業費・事務費・管理費	2,695	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
実	実利用者数	39人	39人	51人	34	60人	20年度の内訳 荒川社協の実利用者数 22人 通訳派遣センター 12人
登	登録通訳者数	26人	26人	29人	28	34人	荒川社協登録の通訳者数 (通訳派遣センターは含まない。)
派	派遣回数	513回	503回	643回	152	750回	20年度の内訳 荒川社協の派遣回数 93人 通訳派遣センター 59人

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者、視覚障がい者、重複者へのコミュニケーション手段の事業を考える。</li> <li>・手話通訳派遣を（福）荒川区社会福祉協議会と（福）東京聴覚障害者福祉事業協会に委託しているが、運営体制等に異なる点がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である

(議会議事録)	
---------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	日常生活用具給付事業費（56-10-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）及び難病患者等日常生活用具給付等要綱・同実施要領
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。				
内容	<p><b>【給付種目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者（児） ... 国基準6種目                     <ul style="list-style-type: none"> <li>介護・訓練支援用具（10品目）...特殊寝台（基準額：162,800円）等</li> <li>自立生活支援用具（27品目）...入浴補助用具（基準額：90,000円）等</li> <li>在宅療養等支援用具（7品目）...ネブライザー（基準額：36,000円）等</li> <li>情報・意思疎通支援用具（21品目）...ホ-ワ-ルユ-ダ-（基準額85,000円）等</li> <li>排泄管理支援用具（4品目）...蓄便袋（基準額：8,858円）等</li> <li>住宅改修費（1品目）...小規模住宅改修（基準額：200,000円）</li> </ul> </li> <li>・難病患者 ... 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等</li> </ul> <p><b>【給付方法】</b> 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p><b>【利用者負担】</b> 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和44年 事業開始</p> <p>その後、給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて修正</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入。</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業化。品目整理。 追加品目...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具（補装具より移行） 廃止品目...重度障害者用意伝達装置（補装具へ移行） ストマ用装具 ... 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（平成18年度実績）</p>				
必要性	障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p><b>【決定・支払】</b>直営</p> <p><b>【給付】</b>業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	7,238	5,875	8,943	8,166	12,939	29,760	29,153	
決算額（20年度は見込み）	5,418	5,409	8,465	7,615	12,937	25,796	29,153	
人件費				862	1,708	1,281		
【事務分担当】（%）				10	20	15		
合計（+）	5,418	5,409	8,465	8,477	14,645	27,077	29,153	
国（特定財源）					5,953	10,192	14,574	
都（特定財源）	3,642	2,749	4,157	4,035	2,784	5,096	7,287	
その他（特定財源）								
一般財源	1,776	2,660	4,308	4,442	5,908	11,789	7,292	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
給付件数・児童	5	7	12	15	40	82	87	
給付件数・成人	78	14	110	101	814	2,348	2,293	
給付件数・難病	1		2	2	1	1		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	需用費	消耗品費	3	消耗品費	0	消耗品費	5
	扶助費	児童分	961	児童分	1,194	児童分（一般）	749
		成人分	11,905	成人分	24,554	成人分（一般）	9,757
		難病分	67	難病分	48	児童分（ストマ）	392
						成人分（ストマ）	17,916

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	給付件数・児童分	15	40	82	0	190	-
	給付件数・成人分	101	814	2,348	750	2,800	-
	給付件数・難病分	2	1	1	0	0	-

（問題点・課題）	<p>・障害者自立支援法による地域生活支援事業化により、品目の選定を区が行うこととなり、品目選定の明確な基準の制定等が必要となる。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>法定事業</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
品目選定の明確化。	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	必要に応じ、他区同制度等の動向を確認しつつ、品目の選定等を行い、充実を図る。

議（要旨）	<p>況（質問状）</p>
-------	---------------

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者移動支援事業		<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美	
			<b>担当者名</b>	平田 直子	<b>内線</b>	2 6 8 3	
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	障害者移動介護事業費（56-10-40-01）						
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	61 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法			
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	荒川区障害者（児）移動支援支給事業実施要綱			
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内		区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]					
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]					
<b>目的</b>	障がい者及び障がい児が外出する際に、移動支援を提供することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を支援し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。						
<b>対象者等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内で著しい制限のある視覚障がい者等</li> <li>・身体障害者手帳を所持する者のうち両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者</li> <li>・愛の手帳を所持する障がい者等 ・精神保健福祉手帳を所持する障がい者等</li> <li>・区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設等又は都内の養護学校等に在籍する障がい者等</li> </ul> 平成20年度支給決定数 名（身体介護を伴う移動支援 名 身体介護を伴わない移動支援 名）						
<b>内容</b>	<p>【実施内容】 障害者自立支援法により地域生活支援事業となり、事業実施自治体による独自事業として実施。精神障がい者外出介護と統合。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 事業者と契約・利用（ただし、提供時間数を超えて利用した分については自己負担とする）</p> <p>【支援費制度】 利用者・事業者の関わりについては変更はないが、利用者負担については、本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき算定。 利用者は、視覚障がい者ガイドヘルパー・知的障がい者ガイドヘルパーを利用し、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>						
<b>経過</b>	昭和 61年 4月	視覚障害者ガイドヘルプ事業開始					
	平成 14年 10月	知的障害者ガイドヘルプ事業開始					
	平成 15年 4月	支援費制度居宅介護事業に移行					
	平成 18年 10月	障害者自立支援法地域生活支援事業に移行					
<b>必要性</b>	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。						
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【サービス提供】移動支援事業者・荒川区社会福祉協議会						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	13,263	28,319	36,166	38,282	47,923	57,737	84,905	
決算額（20年度は見込み）	12,874	28,175	36,157	37,822	47,923	93,621	84,905	
人件費				1,724	1,708	2,927		
【事務分担量】（%）				20	20	70		
合計（+）	12,874	28,175	36,157	39,546	49,631	96,548	84,905	
国（特定財源）	5,061	15,133	17,821	18,904	29,771	34,468	38,208	
都（特定財源）	3,384	8,118	9,356	9,651	14,885	18,428	22,076	
その他（特定財源）	22							
一般財源	4,407	4,924	8,980	10,991	4,975	43,652	24,621	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	視覚障害決定者数（人）	73	59	60	54	120		
	知的障害決定者数（人）	62	83	88	76			
	視覚障害利用時間数（時間）	10,528	13,162	16,130.5	16,409.5	14,074		
	知的障害利用時間数（時間）	942.0	3,338.5	4,852.5	5,619			
	移動支援（時間）					14,189	43,934	44,436
	移動支援決定者数（人）					192	259	259

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	視覚障がい者ヘルパー - 知的障がい者ヘルパー - 身体介護を伴う移動介護 (H18.3~9)	19,506	移動支援	93,621	移動支援	84,905
		移動支援(H18.10~H19.2)	28,417				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	移動支援提供時間数	-	14,189	43,934	44,436	-	年間総利用時間数 18年度はH18.10~H19.2
	身体介護を伴う移動支援提供時間数	-	3,837	13,849	-	-	年間総利用時間数 18年度はH18.10~H19.2
	身体介護を伴わない移動支援提供時間数	-	10,352	30,085	-	-	年間総利用時間数 18年度はH18.10~H19.2

(問題点・課題分析)	ヘルパーの平均年齢が高齢化しており、次世代のヘルパーの育成が必要
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区 ) 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
次世代ヘルパーの養成研修等の実施	ヘルパーの人員確保
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である

議(要旨)況	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者地域活動支援事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	小幡 順一	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	障害者地域活動支援事業費（56-10-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	18 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
<b>目的</b>	障がい者や障がい児に創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うとともに社会との交流促進の支援を行う。				
<b>対象者等</b>	身体障がい者、知的障がい者 現在利用者 1名				
<b>内容</b>	<p>【実施主体】 障害者自立支援法第77条第1項第4号「地域活動支援センター」</p> <p>【実施内容】 身体障がい者及び知的障がい者デイサービスの一部、日中活動の場として創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、社会との交流促進を提供する事業所に地域活動支援費を支給する。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担支払</p> <p>【利用者負担】 利用額総額の3%</p> <p>【単 価】 利用者の障害程度A～Cの3段階</p> <p>【費用支払】 区へ指定事業者の登録申請 区による指定 利用者との契約・サービス提供 利用者負担受領 地域活動支援費（利用者負担差引額）を区へ請求・受領。</p>				
<b>経過</b>	平成18年10月 荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施要綱				
<b>必要性</b>	心身障がい者の自立や社会参加を促進し、介護者の支援や日常生活における質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
<b>実施方法</b>	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	【決定・支払】 直営 【サービス提供】 地域活動支援事業者				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							595	
決算額（20年度は見込み）							595	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	595	
国（特定財源）							297	
都（特定財源）							148	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	150	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	利用者数							1
	事業所数							1

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費					地域活動支援費	595

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用日数	-	-	229	230	-	年間利用回数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	障害者自立支援法の地域生活支援事業における日中一時支援事業との事業調整（事業統合含む）が必要である。
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	見直し	日中一時支援事業として事業を再編する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石垣 恵子	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	訪問入浴サービス事業 (56-10-60-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠	障害者自立支援法第77条
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区心身障害者入浴サービス事業要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	家庭において入浴困難な重度の心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患患者については介護保険の対象とする。				
内容	<p>入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。合わせて、利用者の希望により理髪サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応）</p> <p>入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。</p> <p>入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施）、理髪については、年6回</p> <p>利用者負担は入浴サービスについては負担なし、理髪については、1回1,900円の負担</p>				
経過	<p>昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回）</p> <p>昭和61年 4月 実施回数年18回に増</p> <p>平成元年 4月 実施回数年24回に増</p> <p>平成 4年 4月 実施回数年24回に増、支給対象拡大（身体障がい下肢、体幹3級以上、知的障がい2度以上）</p> <p>実施回数年30回に増</p> <p>平成 6年 4月 実施回数年36回に増</p> <p>平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。</p> <p>平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。</p> <p>平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぼセンターに事業を移行する。</p> <p>平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。</p> <p>平成18年 4月 実施回数年52回に増</p> <p>平成19年 4月 障害者自立支援法による地域支援事業の一事業となる。利用負担額を無料とする。</p>				
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指名一般競争入札による。 平成17年度からアースサポート株式会社が、施設入浴は対象者がいないため契約未実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	4,146	3,977	3,881	3,417	2,842	6,156	5,909	
決算額（20年度は見込み）	3,489	3,021	3,123	1,639	2,492	3,345	5,909	
人件費				1,293	854	854		
【事務分担量】（%）				15	10	10		
合計（+）	3,489	3,021	3,123	2,932	3,346	4,199	5,909	
国（特定財源）	1,610	1,691	963	609		1,368	2,643	
都（特定財源）	720	729	156	409		684	1,321	
その他（特定財源）								
一般財源	1,159	601	2,004	1,914	3,346	2,147	1,945	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
	訪問入浴実施回数	288	245	289	293	527	557	600

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	入浴サービス委託料	2,492	入浴サービス委託料	3,345	入浴サービス委託料	5,172

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	延べ入浴利用回数	326	526	557	600	676	18年度から年間36回から52回に
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入浴サービスの受託施設の確保。</li> <li>・利用者が業者の選択が行えるように検討が必要。</li> </ul>
他区の実況	・（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
・ガソリンの高騰や、ヘルパーの人材確保困難などの情勢の変化が、利用者へのサービス低下を招かないように、実態把握をする。	利用者の声を聞くことで、業者の選定の参考とする。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	手話講習会事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美																
		<b>担当者名</b>	澤田 利江	<b>内線</b>	2681																
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	手話講習会事業費（56-10-70-01）																				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業																	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	61 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区手話講習会実施要領																	
<b>終期設定</b>	有 無	年度																			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画																
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]																			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]																			
<b>目的</b>	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。																				
<b>対象者等</b>	区内在住又は区内を日常活動の場とする者																				
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。</li> <li>・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。</li> <li>・受講者 区報等で公募する。</li> <li>・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担）</li> <li>・講習内容 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">初級コース（昼・夜）</td> <td style="width: 10%;">30回</td> <td style="width: 10%;">（1回2時間）</td> <td style="width: 10%;">定員各50名程度</td> </tr> <tr> <td>中級コース（昼・夜）</td> <td>30回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各50名程度</td> </tr> <tr> <td>上級コース（昼・夜）</td> <td>30回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> <tr> <td>手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）</td> <td>20回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> </table> </li> </ul>					初級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度	中級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度	上級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各20名程度	手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	20回	（1回2時間）	定員各20名程度
初級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度																		
中級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度																		
上級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各20名程度																		
手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	20回	（1回2時間）	定員各20名程度																		
<b>経過</b>	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回 30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回 40回）（手話通訳者の育成を図る。）</p> <p>平成16年 4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。</p> <p>平成20年 4月 手話通訳者の育成を促進するため手話講習会の種別、対象者を変更した。</p>																				
<b>必要性</b>	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。																				
<b>実施方法</b>	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託先】荒川区社会福祉協議会																				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	4,286	4,286	3,923	3,875	3,875	3,875	4,261
	決算額（20年度は見込み）	4,262	4,284	3,844	3,788	3,809	3,767	4,261
	人件費				431	427	427	
	【事務分担量】（%）				5	5	5	
	合計（+）	4,262	4,284	3,844	4,219	4,236	4,194	4,261
	国（特定財源）						1,941	2,130
都（特定財源）	2,143	2,143	1,922	1,937	1,127	971	1,065	
その他（特定財源）								
一般財源	2,119	2,141	1,922	2,282	3,109	1,282	1,066	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	入門受講者数（20年度は初級）			66	45	93	52	100
	初級受講者数（20年度は中級）	40	68	52	44	69	41	60
	養成基礎受講者数（20年度は上級）	32	29	44	42	29	34	40
	養成応用受講者数（20年度は通訳養成）	19	10	24	17	15	15	40

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務管理費	3,809	3,809	事業費・事務管理費	3,767	事業費・事務管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	入門・初級コース終了者数	69	130	77	0	-	入門2コース・初級2コース修了者数の合算数 20年度は6月末時点（未実施）
	養成コース修了者数	31	33	37	0	-	手話奉仕員養成基礎・応用の4コース修了者の合算数 20年度は6月末時点（未実施）
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講生を広く集めるために効果的なPR活動を検討する。</li> <li>・講座の安定的な開催のため、講師の確保が必要である。</li> <li>・修了者の活動場所が限られている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	自動車運転免許取得・改造助成事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	新見 英信	<b>内線</b>	2682
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	自動車運転免許取得・改造助成事業費（56-10-80-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	56 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法、荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱、荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。				
<b>対象者等</b>	<b>【運転免許助成】</b> 身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。区内に3ヶ月以上居住する、運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、前年所得税額が40万円以下 <b>【自動車改造費助成】</b> 身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で、次の要件に該当する者。 ・18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。				
<b>内容</b>	<b>【運転免許助成】</b> （対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） ・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税 = 164,800円 所得税42,000円以下 = 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は 20,600円 限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合 <b>【自動車改造費助成】</b> （対象経費） 自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）				
<b>経過</b>	<b>【運転免許助成】</b> 平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。				
<b>必要性</b>	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	598	598	866	859	849	732	732	
決算額（20年度は見込み）	453	299	856	701	684	134	732	
人件費				431	854	427		
【事務分担量】（%）				5	10	5		
合計（+）	453	299	856	1,132	1,538	561	732	
国（特定財源）					163	55	366	
都（特定財源）	133	66	334	267	147	27	183	
その他（特定財源）								
一般財源	320	233	522	865	1,228	479	183	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	教習費助成（新規免許）	1	1	1	1	1	0	2
	教習費助成（限定解除）	1	0	1	1	0	0	0
	自動車改造費助成者数	2	1	5	4	4	1	3

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費		自動車運転教習費助成	165	自動車運転教習費助成	0	自動車運転教習費助成	330
		自動車改造費助成	519	自動車改造費助成	134	自動車改造費助成	402

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	自動車運転教習助成者数	1人	1人	0人	1人	3人	-
	自動車改造費助成者数	4人	4人	1人	1人	3人	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 【自動車改造費助成】 都基準上乗せ実施 5区（中央・新宿・目黒・渋谷・江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	平田 直子	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	障害福祉サービス利用者負担軽減費（56-11-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	18 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法・同施行規則・同施行細則	
<b>終期設定</b>	有 無	20 年度	<b>法令等</b>	利用者負担軽減事業運営要綱	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	<p>障害者自立支援法において定められている利用者負担金の軽減策として、国制度・都制度・区制度として減免策を講じ、利用者負担が多額になることを抑え、障害福祉サービスの利用による家計への負担を軽減する。</p> <p>区制度としては、利用者負担軽減及び食費負担軽減と、月額上限額の半額化を実施する。利用者負担軽減及び食費負担軽減は、障害者自立支援法施行前には利用者負担のなかったもの又は少額であったものについて、負担額の激変緩和策として行う。月額上限額の半額化は、サービス利用の多い障がい者は重度障がい者であり高額な利用者負担となるため、その負担軽減として行う。</p>				
<b>対象者等</b>	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）受給及び利用者				
<b>内容</b>	<p><b>【国制度】</b>                  対象区分：生保...、低所得1...、低所得2...、一般（一部）...                  社会福祉法人減免... サービス提供事業所が社会福祉法人で、利用者の所得区分階層が低所得1又は低所得2の場合、それぞれの利用者負担月額上限額を半額にし、その金額を社会福祉法人と自治体において負担する。（18年度のみ）                  高額障害福祉サービス費... 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、利用者負担の上限額の合算を超えた部分を高額障害福祉サービス費として支給し、負担が増加しないようにする。この障害福祉サービスには介護保険によるサービスの利用者負担を含む。                  特定入所者特別給付費... 障害福祉サービスとは別に利用者負担とする、施設入所者の光熱水費及び食費等について、一定の手持ち金を利用者に残すために、特別給付費を支給する。                  利用者負担上限額軽減... 低所得1・2、一般のうち、一定の資産条件等を満たす通所・居宅サービス利用者の上限額を、政令で定める金額の1/4に軽減。（19年度）平成20年7月から更なる上限額の軽減を行う。（低所得1は1,500円、低所得2は3,000円）</p> <p><b>【都制度】</b>平成18～20年度 低所得1・2対象                  社会福祉法人減免の拡大... 社会福祉法人減免の対象事業所を社会福祉法人のみに限定せず、株式会社や有限会社等全ての事業所を対象とする。（18年度のみ）                  居宅介護の利用者負担軽減... 居宅介護の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p><b>【区制度】</b>低所得1・2、一般の在宅サービス対象                  利用者負担軽減... 在宅サービス（居宅介護系、短期入所、デイサービス、通所施設）の利用者負担割合を10%から3%とする。                  通所施設食費軽減... 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については本人に対し精算払いとする。                  月額上限額の半額化... サービス利用者のうち、国制度の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。                  については平成18～20年度、については恒久的措置とする。</p>				
<b>経過</b>	平成18年 4月	軽減事業開始			
	平成19年 4月	更なる軽減事業開始	【国制度】事業内容		
	平成20年 7月	更なる軽減事業開始	【国制度】事業内容		
<b>必要性</b>	<p>障害者自立支援法において定められている利用者負担に対し、障がい者本人の収入が確保されておらず、旧法制度においては大多数（約95%）が利用者負担なしとなっていたため、急激な負担増となる。障害者自立支援法下においては、障がい者が重度で多量の福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額になってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。</p>				
<b>実施方法</b>	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p><b>【資格決定】</b>支給決定とあわせて審査し、決定する。  <b>【支払】</b>事業所からの代理請求・代理受領にて障害福祉サービス費と合算して支払う。                  居宅介護系事業のみ国保連に支払委託。</p>				

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額					16,868	22,116	23,946
	決算額（20年度は見込み）					13,938	6,176	
	人件費					2,562	2,562	
	【事務分担当】（％）					30	30	
	合計（＋）	0	0	0	0	16,500	8,738	0
	国（特定財源）					0		
	都（特定財源）					4,141		
その他（特定財源）					0			
一般財源	0	0	0	0	12,359	8,738	0	

  

実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	補助対象者						350名	350名

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	利用者負担軽減	11,845		利用者負担軽減	6,176	利用者負担軽減	23,446
	社福軽減費	2,093					
貸付金	貸付金	0		貸付金	0	貸付金	500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値（22年度）	
	補助対象者	-	350	350	376	-	補助対象となった障がい者数 20年度は6月末日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>平成21年度以降の区としての利用者負担軽減の取り扱い。</p> <p>補助金管理の複雑化（負担割合軽減については都内全域で行われているため、国保連合会で対応可能だが、上限額半額等の他の軽減は対応不可のため、直接管理となる）</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>都制度減免については全区実施 区独自については、食費軽減、利用者負担割合軽減、サービス間利用負担の合算化、国制度の拡大、の4つの組み合わせから行われている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
度重なる制度改正の影響を勘案した、新たな軽減制度の検討を行い、平成21年度事業への実施。	地域生活を行う障がい者の不安解消。安定的な地域生活。
補助支払いの事務処理方法の検討。	円滑な支払い。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	安定したサービス利用のため重要な事業である

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	難病ホームヘルパー派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	難病ホームヘルパー派遣事業費（56-12-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	63年度	根拠	平成8年厚生省保健医療局長通知 荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難病患者等が地域で療養するため、以下の事業を実施する。 ホームヘルパーを派遣し、家事などの日常生活を営むのに必要なサービスを行う。 荒川区医師会主催の難病相談室に協力参加し保健福祉相談を受け、療養生活の質の向上を図る。				
対象者等	日常生活を営むのに支障があって、介護保険制度、自立支援法等のサービスが受けられない者。 平成14、15、16、17、18年度実績なし。 平成19年度1名、平成20年度1名（平成20年6月1日現在） 相談室来所者				
内容	（利用方法）申請受付 調査 プラン作成 派遣決定 ヘルパー派遣 モニタリング  （サービス内容）・家事援助 ・身体介護 ・移動支援 （自己負担額）生計中心者の所得により1時間当たり0円～950円（～階層） 毎月1回土曜日の午後実施 会場：医師会館 周知：区報や医療機関 問診：保健師 診察：専門医 療養相談：保健師 福祉相談：ケースワーカー				
経過	昭和60年5月 医師会主催の難病相談室を毎月1回医師会館で開始 保健師、ケースワーカー参加。 平成14年4月 難病患者への派遣事業開始。19年6月現在実績無し。 平成14年10月 荒川区精神障がい者居宅介護等事業運営要綱策定。平成15年4月 本格実施。 精神障がい者ヘルパー養成研修修了者数 平成14-28名 15-26名 16-23名 17-19名 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修修了者数 平成15-20名 16-13名 平成18年4月 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修は廃止されたが、区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施。修了者数18-20名 修了者数19-24名				
必要性	難病患者の自立と社会参加の促進を図る上で必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）  【難病患者ホームヘルプ】 派遣形態：事業委託方式。居宅介護事業者と契約し、ヘルパーを派遣する。  【難病相談室】医師会からの依頼を受けて、難病相談室への協力参加				

19年度までは精神HH研修を含む予算・決算。

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		2,553	7,865	4,433	5,649	897	507	1,288
決算額（20年度は見込み）		303	1,883	2,852	2,858	81	332	1,288
人件費					0	0	2,989	
【事務分担量】（%）					0	0	35	
合計（+）		303	1,883	2,852	2,858	81	3,321	1,288
国（特定財源）								
都（特定財源）							40	
その他（特定財源）							63	0
一般財源		303	1,883	2,852	2,858	81	3,218	1,288
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	難病ホームヘルプ（人）	0	0	0	0	0	1	3
	難病相談室（人）	32	28	30	27	26	26	26

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	報償費	81	報償費	79		
	旅費						
	需用費						
	扶助費			委託費	253	委託費	1,288

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用者実人員	-	-	1	1	3	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・難病のホームヘルプの認知度が低い。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施（中央区、文京区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
難病のホームヘルプの認知度を上げるため、窓口来庁者へのPRや、区報等でのPRを行う。	認知度が上がることによる、利用者の増。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	重度脳性麻ひ者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費（56-12-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護人派遣事業運営要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	（平成9年10月1日から適用）
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻ひ者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性麻ひ者で、単独で屋外活動をすることが困難な者。 自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）、身体及び知的障害者福祉法における施設訓練等支援費の支給決定又は介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている場合は利用不可。 （ただし、平成15年3月31日現在本事業の継続利用ユーザーで区長がやむを得ないと認めるものに限り利用可）				
内容	<p>【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>【派遣回数】月12回以内</p> <p>【単価】6,560円/回（自己負担なし）</p> <p>【介護内容】外出介助</p> <p>【利用方法】申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） 請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払</p> <p>東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可</p>				
経過	<p>昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業）</p> <p>平成9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業）</p> <p>平成15年4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止</p> <p>平成16年7月 介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止</p>				
必要性	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	13,849	12,986	11,525	11,336	11,336	10,392	8,502	
決算額（20年度は見込み）	13,140	11,250	10,548	11,309	9,446	7,478	8,502	
人件費				788	1,014	756		
【事務分担当量】（%）				20	23	16		
合計（+）	13,140	11,250	10,548	12,097	10,460	8,234	8,502	
国（特定財源）								
都（特定財源）	13,139	11,250	10,548	11,309	9,446	7,478	8,502	
その他（特定財源）								
一般財源	1	0	0	788	1,014	756	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用実人数	14	12	13	12	12	9	9

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	介護人謝礼	9,446	介護人謝礼	7,478	介護人謝礼	8,502

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用実人数	12	12	9	7	-	平成20年度は6月末現在実績
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度脳性麻痺介護人派遣事業と、自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の併用はできないため、いずれかを選択することを周知し、できる限り自立支援法における障害福祉サービスの利用をすすめる。</li> <li>・利用者の障がい程度や家族状況が変化した際には、自立支援法における障害福祉サービス（居宅介護や短期入所等）への移行をすすめる必要がある。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）</p> <p>金額加算 3区（北・練馬・足立） 回数増 2区（世田谷・練馬） 年齢引き下げ 2区（豊島・江戸川）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援法に基づく、居宅介護サービスへの移行を進める。	家族介護から事業者への介護に移行することにより、家族の負担が軽減され障がい者の自立の促進が期待される。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	緊急一時介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	緊急一時介護人派遣事業（56-12-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	51年度	根拠法令等	荒川区心身障害（児）介護人派遣事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい児（者）を介護している保護者が疾病等の事由により、家庭における介護が困難となった場合に、介護人を派遣（又は介護人の家庭で保護）することによって、心身障がい児（者）世帯の負担を軽減する。				
対象者等	区内に住所を有する知的障がい、身体障がい（おおむね身体障害者手帳1・2級）、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の障がい者を有する者で、保護者等の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった者。（ただし、ピアホームの緊急一時保護を利用できるときは、派遣は不可）				
内容	<p>【申請】 介護人派遣申請書を提出</p> <p>【認定】 決定通知書と介護券を送付（介護人は障がい者世帯の近隣に在住する者で保護者から推薦を受けた者）</p> <p>【介護人派遣】 障がい児（者）の自宅または介護人宅で介護</p> <p>【派遣日数】 月に5日以内（半日単位も可）</p> <p>【請求】 毎月10日までに介護人が区へ介護券・請求書を提出</p> <p>【費用の支払】 請求の日から30日以内に指定の口座へ支払う</p> <p>【単価】 [一般] 全日 6,050円 半日（4時間以内） 3,025円 [看護師] 全日 13,600円 半日（4時間以内） 6,800円</p>				
経過					
必要性	緊急一時保護寮（ピアホーム）では対応できないケース（就学前の障害児、満床時等）に対応するために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 利用申請が認定されると利用者に介護券が送付される。 介護人は、介護と引き換えに介護券を受け取り、翌月10日までに請求（介護券添付）。 内容確認のうえ月末までに介護人の口座に振り込む。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	733	1,023	1,704	1,837	2,810	363	1,179	
決算額（20年度は見込み）	708	1,001	1,703	1,836	599	0	1,179	
人件費				788	956	122		
【事務分担当】（%）				20	22	5		
合計（+）	708	1,001	1,703	2,624	1,555	122	1,179	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	708	1,001	1,703	2,624	1,555	122	1,179	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
利用者数	7	11	12	10	4	0	2	
全日利用	117	165	274	293	97	0	120	
半日利用	0	1	15	21	4	0	0	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	介護人謝礼	599	介護人謝礼	0	介護人謝礼

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用者数	10	4	0	0	-	平成20年度は6月末現在実績
	全日利用	293	97	0	0	-	-
	半日利用	21	4	0	0	-	-

（問題点・課題）	<p>緊急一時介護人派遣事業は、自立支援法の居宅サービスとの併用が出来ないため、利用者数は減少している。しかし、学齢期前の障害児は利用できるサービスが少ない為、この制度は今後も必要である。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 11 区                      未実施 11 区 ）</p> <p>区単独実施区 12区（千代田・新宿・港・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・北・練馬・荒川）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	補装具費支給事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	石澤 稲子	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	補装具費支給事業費（56-20-33-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	24 年度	<b>根拠法令等</b>	障害者自立支援法第76条、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	身体障がい者（児）の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。				
<b>対象者等</b>	身体障害者手帳所持者 障がいの部位により、交付対象は異なる。				
<b>内容</b>	<p><b>【補装具の種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</li> <li>・聴覚障がい者 ... 補聴器</li> <li>・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等</li> </ul> <p><b>【支給方法】</b></p> <p>身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p><b>【利用者負担】</b></p> <p>原則1割負担。世帯の課税状況、本人の収入状況により利用者負担上限額の設定あり。</p>				
<b>経過</b>	昭和24年	事業開始			
	平成15年 4月	自己負担金助成制度廃止			
	平成18年 1月	利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）			
	平成18年10月	障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行。品目整理。廃止品目...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具（日常生活用具へ移行）追加品目...重度障害者用意思伝達装置（日常生活用具より移行）			
<b>必要性</b>	障害者自立支援法に規定されており、障がいにより失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
<b>実施方法</b>	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				
	【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	54,309	51,644	54,050	56,147	56,380	33,545	35,737	
決算額（20年度は見込み）	54,032	51,022	53,647	56,146	54,184	33,545	35,737	
人件費				948	1,708	1,281		
【事務分担当量】（%）				11	20	15		
合計（+）	54,032	51,022	53,647	57,094	55,892	34,826	35,737	
国（特定財源）	24,911	26,250	29,274	28,102	33,526	19,566	20,415	
都（特定財源）					2,242	9,783	10,208	
その他（特定財源）								
一般財源	29,121	24,772	24,373	28,992	20,124	5,477	5,114	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	交付件数	2,228	2,482	2,681	2,785	1,798	263	339
	修理件数	316	261	316	219	115	145	208

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	成人分	36,441	成人分	17,243	成人分	21,506
		児童分	17,743	児童分	16,302	児童分	14,231

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	補装具交付件数	2,785	1,798	263	75	-	平成20年度は6月末現在実績
	補装具修理件数	219	115	145	31	-	平成20年度は6月末現在実績
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
地区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	理美容サービス事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	澤田 利江	<b>内線</b>	2681
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	理美容サービス事業費 (56-40-10-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	61 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。				
<b>対象者等</b>	区内在住で以下の手帳を持ち、常時臥床状態の65歳未満の者(所得制限なし) 身体障害者手帳1・2級(但し下肢・体幹にかかる障害) 愛の手帳1・2度 ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。				
<b>内容</b>	<p>【利用方法】 対象者の認定は区が行い、その都度(福)荒川区社会福祉協議会に連絡する。</p> <p>【実施内容】 社会福祉協議会は以下の基準(認定月)で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 &lt;交付枚数&gt; 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。</p> <p>【単 価】 4,800円 (理髪・美容料3,800円+出張料1,000円)</p> <p>【自己負担】 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 (住民税が課税されている者 1,900円、住民税が非課税の者 950円)</p>				
<b>経過</b>	平成11年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。			
	平成12年4月	自己負担金導入			
	平成13年4月	理容サービスに美容サービスを加えた。			
<b>必要性</b>	理美容店を訪れることが困難な、常時臥床状態の重度の心身障がい者の生活環境を、維持・向上させる上で必要である。				
<b>実施方法</b>	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (福)荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,037	973	898	826	723	736	709	
決算額(20年度は見込み)	908	907	815	777	710	730	709	
人件費				862	427	427		
【事務分担量】(%)				10	5	5		
合計(+)	908	907	815	1,639	1,137	1,157	709	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	908	907	815	1,639	1,137	1,157	709	
<b>実績の推移</b>								
	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	理美容券支給者数	43	44	45	39	36	35	35
	利用回数	194	172	171	168	156	160	154

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	710	710	事業費・事務費・管理費	730	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	理美容券支給者数	39人	36人	35人	35人	-	-
	利用枚数	168枚	156枚	160枚	154枚	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	必要な人に周知徹底する。
実施状況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組み具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

状況（要旨）	
--------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	澤田 利江	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	寝具乾燥消毒事業（56-40-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	寝たきり状態にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。				
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。所得制限なし。				
内容	<p>【実施方法】</p> <p>利用者は区に対し申請する。                  区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。                  委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）                  寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具乾燥消毒 … 年間11回（1回の単価 2,698円）</li> <li>・寝具水洗い … 年間 1回（1回の単価 11,949円）</li> </ul>				
経過	昭和59年4月 対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 平成4年4月 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 平成12年4月 対象者の年齢制限、費用負担導入 平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止				
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業者委託にて実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	204	197	183	173	217	440	329	
決算額（20年度は見込み）	198	115	183	134	165	215	329	
人件費				292	290	549		
【事務分担量】（%）				7	7	10		
合計（+）	198	115	183	426	455	764	329	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	198	115	183	426	455	764	329	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
乾燥実施回数	113	109	106	85	70	106	134	
水洗実施回数	12	11	11	8	8	7	9	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒		98	寝具乾燥消毒	143	寝具乾燥消毒	232
	寝具洗濯		67	寝具洗濯	72	寝具洗濯	97

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	登録者数	11人	11人	9人	8人	-	20年度は6月末現在
	実施回数（消毒乾燥）	132回	70回	106回	27回	-	20年度は6月末現在
	実施回数（水洗い）	8人	8人	7人	0人	-	20年度は6月末現在

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の確保</li> </ul>
他区の実況	（実施 20 区                      未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	配食サービス事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	澤田 利江	<b>内線</b>	2681
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	配食サービス事業費 (56-40-30-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	7 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。				
<b>対象者等</b>	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない				
<b>内容</b>	<b>【回数】</b> 週あたり1～5回 昼食のみ <b>【事務の流れ】</b> 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し高齢者福祉課より連絡 配食業者より決定者に対し配食				
<b>経過</b>	平成9年4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週3回限度 週5回限度				
<b>必要性</b>	自ら調理することが困難な重度の障がい者の、地域社会での自立生活を支える。				
<b>実施方法</b>	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【委託業務名】</b> 配食サービス業務委託（高齢者福祉課に併せて契約） <b>【委託業務先】</b> (有)北畔、飯処しむら、(株)NRE大増、(株)エックスサイン、タイハイ(株)、(株)愛和、(株)祝一 <b>【実施】</b> 高齢者福祉課に予算配付替をし、事業実施				

		（単位：千円）							
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
		予算額	657	569	397	367	422	361	491
	決算額（20年度は見込み）	478	530	397	343	397	439	491	
	人件費				86	85	427		
	【事務分担量】（%）				1	1	5		
	合計（+）	478	530	397	429	482	866	491	
	国（特定財源）								
	都（特定財源）								
	その他（特定財源）								
	一般財源	478	530	397	429	482	866	491	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
	対象者数	12	13	13	12	16	16	17	
	食数	909	1,008	1,108	979	1,134	1,257	1,402	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	業者委託（単価契約）	397	業者委託（単価契約）	439	業者委託（単価契約）	491

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	対象者数	12人	16人	16人	17人	-	-
	食数	979食	1134食	1257食	1402食	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・対象者の見直し
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） 実施：千代田、港、世田谷、中野、太田、渋谷、豊島、板橋、葛飾

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問状）	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
----------	--------------------------

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	福祉電話事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	澤田 利江	<b>内線</b>	2 6 8 1
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	福祉電話事業費（56-40-40-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	57 年度	<b>根拠</b>	荒川区重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	荒川区重度身体障害者(児)家庭電話等利用助成実施要綱	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	難聴又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。				
<b>対象者等</b>	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の難聴者又は外出困難な者を有する世帯。				
<b>内容</b>	<p>【実施方法】</p> <p>(1)自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 (年1回利用者からN T Tから届いた請求書の写しを確認。) 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。</p> <p>(2)貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。</p> <p>【助成限度額】（1月あたり） 回線使用料 1,700円 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバーホン100円、フラッシュベル100円 及び上記にかかる消費税5%を含む。（限度額を超えた分は自己負担となる）</p>				
<b>経過</b>	昭和57年 4月 事業開始（回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止				
<b>必要性</b>	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成をすることにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。				
<b>実施方法</b>	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,814	1,840	1,704	1,521	1,991	2,088	1,301	
決算額（20年度は見込み）	1,627	1,417	1,228	1,128	1,104	1,132	1,301	
人件費				649	648	915		
【事務分担量】（%）				22	22	25		
合計（+）	1,627	1,417	1,228	1,777	1,752	2,047	1,301	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,627	1,417	1,228	1,777	1,752	2,047	1,301	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	電話助成世帯数（貸与）	19	19	15	15	13	14	24
	電話助成世帯数（自己所有）	42	36	36	31	31	34	56

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	12 役務費	貸与分	414	貸与分	397	貸与分	490
	19 負担金 補助及び 交付金	自己所有分	690	自己所有分	735	自己所有分	811

指  標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	助成世帯数（貸与）	15世帯	13世帯	14世帯	14世帯	-	各年度末世帯数 平成20年度は6月末日現在
	助成世帯数（自己所有）	31世帯	31世帯	34世帯	34世帯	-	各年度末世帯数 平成20年度は6月末日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	時代のニーズに即して他事業に代わるものがあれば見直す。
実施状況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組み具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	
------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	緊急通報システム事業費（56-40-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	3年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥ったとき、緊急通報システムを用いて、東京都消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された地域通報協力体制により、速やかに援助等を行うことにより、重度心身障害者の生活の安全を確保し、福祉の増進を図る。				
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者(身体障害者手帳1・2級)				
内容	<p>ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。事業の運営のため、原則として利用者1人につき3名以上の緊急通報協力員等を設置する。緊急通報協力員等は利用者の安否確認を行い、確認結果について区、東京消防庁その他必要な関係機関へ連絡する。</p> <p><b>【事業手続き】</b>                  利用者は区に申請 区は決定後所轄消防署あて利用者決定通知書を送付 消防庁から登録番号の報告を受ける 区は設置先名簿を業者に送付 区は業者より工事予定日を確認のうえ消防署長あて機器設置計画書を提出 区は機器設置日までに緊急通報協力員に協力活動の内容を説明する。</p> <p><b>【緊急時の対応】</b>                  1 本人がペンダントにより消防庁に通報（火災等の場合は自動通報）                  2 消防庁より本人及び協力員へ状況確認                  3 所轄消防署より状況に応じて出動</p> <p><b>【自己負担】</b>                  平成18年4月以降の新規貸与分から自己負担あり。負担額は、機器の買い取り価格を上限とし、負担額を算出（新規取り付け時）。（ただし、生活保護及び非課税世帯の方は、自己負担なし）</p> <p><b>【緊急通報協力員への謝礼】</b>                  毎年1月1日の時点での継続活動期間が                  6月以上のもの：年間6,000円相当のお買物券を支給                  6月未満のもの：年間3,000円相当のお買物券を支給</p>				
経過	平成 3年4月 事業開始 平成13年4月 協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（区内共通お買物券）/月へ変更 平成18年4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入 平成20年4月 火災安全システム導入				
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全性を確保する上で必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【委託業務名】</b> 重度身体障害者緊急通報システム委託 <b>【委託先】</b> 岩通システムソリューション株式会社				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,044	954	959	1,063	1,046	863	866	
決算額（20年度は見込み）	957	843	782	732	584	687	866	
人件費				431	854	512		
【事務分担量】（%）				5	10	6		
合計（+）	957	843	782	1,163	1,438	1,199	866	
国（特定財源）								
都（特定財源）	602	523	395	112	160	139	192	
その他（特定財源）								
一般財源	355	320	387	1,051	1,278	1,060	674	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	緊急システム施設台数	18	19	19	19	19	19	19
	協力員数	37	28	27	23	23	25	25

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需要費	緊急通報協力員謝礼	162	緊急通報協力員謝礼	166	緊急通報協力員謝礼	155	
委託料	緊急通報システム委託	422	緊急通報システム委託	521	緊急通報システム委託	711	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	緊急通報システム設置台数	19	19	19	19	-	平成20年度は6月末現在実績
	協力員数	23	23	25	25	-	平成20年度は6月末現在実績
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者紙おむつ購入助成事業		<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美	
			<b>担当者名</b>	澤田 利江	<b>内線</b>	2 6 8 1	
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	障害者紙おむつ購入助成事業（56-40-60-01）						
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	2 年度	<b>根拠</b>	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱			
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>				
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]					
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]					
<b>目的</b>	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。						
<b>対象者等</b>	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。						
<b>内容</b>	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者</p> <p>「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p><b>【紙おむつ購入券】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。</li> <li>・限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。</li> </ul> <p><b>【おむつ代助成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入した領収書に基づき助成する。</li> <li>・限度額は月額10,000円。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。</li> </ul>						
<b>経過</b>	平成 4年 4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）					
	平成12年 4月	現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入					
	平成14年 4月	業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付					
	平成15年 4月	65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続					
	平成17年 4月	自己負担割合3%の経過措置廃止					
<b>必要性</b>	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。						
<b>実施方法</b>	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )						
	<b>【直営分】</b> おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払						
	<b>【一部委託分】</b> 委託先 荒川薬業協同組合（91事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（12事業者）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		12,794	11,783	12,547	12,992	14,490	15,746	17,259
決算額（20年度は見込み）		10,850	11,621	12,547	12,992	14,344	14,971	17,259
人件費					1,240	1,230	1,098	
【事務分担量】（%）					18	18	20	
合計（+）		10,850	11,621	12,547	14,232	15,574	16,069	17,259
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		10,850	11,621	12,547	14,232	15,574	16,069	17,259
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	おむつ購入券使用枚数	4,617	5,292	5,932	5,932	6,368	6,728	6,765
	おむつ購入券対象者延数	1,247	1,348	1,530	1,599	1,725	1,776	1,992
	おむつ代助成対象者延件数	279	238	250	277	343	356	502

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費		おむつ購入券	11,463	おむつ購入券	12,110	おむつ購入券	13,476
		おむつ代助成	2,881	おむつ代助成	2,861	おむつ代助成	3,782

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	購入券対象者数	152人	158人	148人	166人	-	-
	おむつ代助成対象者数	34人	42人	37人	41人	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 現物等給付 19区 現金助成 11区 購入券等給付 1区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	住宅設備改善給付事業費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	住宅設備改善給付事業費（56-40-70-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。				
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模住宅改修 基準額 641,000円</li> <li>・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円</li> <li>・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円</li> <li>・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円</li> <li>・階段昇降機（曲線） 基準額1,483,000円</li> </ul> <p>【給付方法】</p> <p>障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	昭和60年	事業開始			
	平成14年 4月	浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化			
	平成17年 4月	高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対する階段昇降機を対象化			
	平成18年10月	自立支援法に伴い小規模改修が日常生活用具給付事業へ移行			
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	【決定・支払】直営 【住宅改修】業者委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	10,701	11,299	6,805	14,701	15,741	10,847	6,334	
決算額（20年度は見込み）	6,444	10,529	4,700	10,302	3,470	1,840	6,334	
人件費				862	854	427		
【事務分担量】（%）				10	10	5		
合計（+）	6,444	10,529	4,700	11,164	4,324	2,267	6,334	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,504	703	460	1,251	0	0	1,116	
その他（特定財源）								
一般財源	4,940	9,826	4,240	9,913	4,324	2,267	5,218	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	小規模改修	6	4	5	9	3	0	0
	中規模改修	6	5	3	5	1	2	4
	階段昇降機（直線）	1	3	1	1	4	1	2
	階段昇降機（曲線）	1	1	1	3	0	0	1

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
補助費	小規模改修		403	小規模改修	0	小規模改修	0
	中規模改修		630	中規模改修	1,158	中規模改修	2,234
	階段昇降機（直線）		2,437	階段昇降機（直線）	682	階段昇降機（直線）	1,255
				階段昇降機（曲線）	0	階段昇降機（曲線）	1,480
				屋内移動設備	0	屋内移動設備	254

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	給付件数・児童分	2	0	0	0	-	児童給付決定件数
	給付件数・成人分	17	8	3	0	-	成人給付決定件数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	福祉タクシー事業（56-44-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠法令等	荒川区福祉タクシー事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	重度の知的障がい者、歩行困難な身体障がい者及び外出に支障のある上肢障がい者に対し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を提供する。				
対象者等	区内在住で、次の身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する者（）内は平成20年4月現在の対象者数 下肢・体幹機能障がい者1～3級（1,121人） 視覚障がい者1・2級（206人） 内部障がい者1～3級（1,106人） 上肢機能障がい者1級（24人） 愛の手帳1・2度（98人） 施設・特養等入所者は除く 所得制限：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下				
内容	【利用方法】 あらかじめ区が業務委託契約を締結したタクシー会社を利用する。（平成20年4月現在82社） 申請（申請書は、対象者に毎年送付する） 所得審査 交付決定 乗降車地域：23区内 受益者負担：なし				
	【交付内容】 申請月により交付される福祉タクシー券の冊数は異なる。（年最高額40,800円） 4～6月：4冊 7～9月：3冊 10～12月：2冊 1～3月：1冊 1冊（10,200円）… 500円券×15枚 + 100円券×27枚				
	【支払及び事務手数料】 区はタクシー会社からの請求に基づき、使用済みタクシー券の額面表示額の合計及び事務手数料を支払う。（平成20年度は3%）				
経過	昭和57年 4月 支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上） 平成 3年 4月 区発行タクシー利用券から業者発行クーポン券に改め、乗降車区域を都内とする。 平成 5年 4月 年最高36,000円のクーポン券を40,800円（3,400円/月）に変更。 平成 6年 4月 支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級） 平成10年 4月 所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入。 平成11年 4月 業者発行クーポン券を区発行タクシー利用券に改め、乗降車区域を23区内とする。 事務手数料を8%とする。（平成12年：事務手数料5%、平成13年：事務手数料3%） 平成14年 4月 前年の偽造券発見（荒川区）により、偽造防止タクシー券を発行。 平成16年 4月 前年の不正利用発覚（他区）により、防止策として障がい者本人の氏名記載と手帳提示を義務化。 平成18年 4月 牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす。				
必要性	一般の公共交通機関を利用することが困難な障がい者が、日常生活を円滑に送り、生活圏の拡大を図るためには、柔軟な対応が可能なタクシーでの移動が不可欠である。福祉タクシー券を交付することでタクシーを利用しやすくなることから、必要性は高い。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【タクシー業務委託先】 東京都個人タクシー協同組合他81社 93,503,400円 （うち区内業者7社、車椅子乗車可能業者30社）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	95,342	95,096	99,241	99,938	100,706	104,397	104,043	
決算額（20年度は見込み）	92,532	92,630	95,500	98,913	100,113	99,865	104,043	
人件費				2,870	3,705	2,866		
【事務分担量】（%）				55	65	75		
合計（+）	92,532	92,630	95,500	101,783	103,818	102,731	104,043	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	92,532	92,630	95,500	101,783	103,818	102,731	104,043	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	交付人数	2,600	2,633	2,724	2,751	2,815	2,841	2,915

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需要 役務費 委託料	タクシー券印刷製本		961	タクシー券印刷製本	975	タクシー券印刷製本	1,263
	印刷用紙代		12	印刷用紙代	143	印刷用紙代	124
	郵送料		983	郵送料	996	郵送料	1,197
	申請書封入委託		26	申請書封入委託	26	申請書封入委託	30
	タクシー券封入委託		18	タクシー券封入委託	18	タクシー券封入委託	19
	タクシー業務委託		94,528	タクシー業務委託	95,238	タクシー業務委託	98,004
	リフト付自動車助成		3,585	リフト付自動車助成	2,468	リフト付自動車助成	3,407

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	交付人数	2,751	2,815	2,841	2,606	3,000	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>福祉タクシー券が金券ショップに流通していたことが発覚したが、通番管理していなかったため、交付対象者を特定することができなかった。</p> <p>契約している事業者が平成20年度82社と増加しており、業務委託契約及び支払事務が煩雑化している。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
タクシー券を通番管理する等の不正利用防止策を講じる。	付番することにより、交付対象者を特定できるため、不正利用の抑制に効果がある。
利用実績のないタクシー業者との契約を見直す。	業務委託契約及び支払における事務の効率化を図る。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	不正利用防止策を講じる

（状況）	
------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	リフト付自動車利用助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	福祉タクシー事業 (56-44-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	4年度	根拠法令等	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	通常のタクシー利用が困難な電動車椅子等を使用して外出する心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車を利用した場合に、利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。				
対象者等	以下のいずれかの者 下肢又は体幹機能障がい1・2級の身体障害者手帳を所持する電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者。 身体障害者手帳又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者。 平成20年4月現在26人				
内容	<p>【事業内容】利用を希望する者が、あらかじめ区に登録の申請をして利用認定を受けた後、利用者が直接、委託契約している事業者に予約をし、利用する。</p> <p>【利用方法】 対象者からの申請 審査 決定（リフト付自動車利用助成券を交付する） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用助成券とタクシー料金を支払い利用する。 事業者は、毎月利用助成券を区へ提出し、区は利用者負担を除いた助成金を支払う。 （基本料金：15kmまで7,520円 7.5km超えるごとに3,420円増）</p> <p>【運行時間】24時間利用可 【利用料】利用者は通常のタクシー料金を支払う。 【予約方法】利用者が直接事業者にて電話で予約する。 【乗降車区域】23区内及び三鷹市、武蔵野市（走行距離上限105kmまで） 【車種】定員7～9人（車椅子2台分含む）モーター駆動リフト付</p>				
経過	<p>平成 4年4月 リフト付タクシー運行事業開始。特命随意契約により日立自動車㈱に業務委託。</p> <p>平成14年4月 指名競争入札導入（委託先：日立自動車㈱）</p> <p>平成16年4月 リフト付タクシー運行管理業務委託をリフト付自動車利用助成事業業務委託に事業変更年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更（複数事業者3社と契約） 対象者を、障害者手帳を所持する者で、車椅子対応タクシーを利用できない電動車椅子等利用者及びストレッチャー利用者に限定</p> <p>平成20年4月 契約事業者2社に変更</p>				
必要性	車椅子対応のタクシーが増加してきたが、電動車椅子やストレッチャーで乗車できるタクシーは、まだ少なく、電動車椅子等利用者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、本事業は必須である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託先：日立自動車（株） 三陽自動車（株）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	9,954	9,954	4,334	2,719	3,586	4,007
	決算額（20年度は見込み）	9,954	9,954	4,030	2,719	3,586	2,468	3,407
	人件費				862	854	671	
	【事務分担当】（%）				10	10	35	
	合計（+）	9,954	9,954	4,030	3,581	4,440	3,139	3,407
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	3,000	3,000			1,786	1,231	1,703
	その他（特定財源）							
	一般財源	6,954	6,954	4,030	3,581	2,654	1,908	1,704
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	延べ利用者数	1,513	1,396	1,005	954	1,027	1,106	1,110
	助成回数			483	408	504	405	558

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	利用助成金	3,586	利用助成金	2,468	利用助成金	3,407

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用者数	954人	1,027人	1,106人	123人	1,200人	延べ利用者数
	助成回数	408回	504回	405回	72回	620回	延べ利用回数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議事録 （要旨）	
---------------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	コミュニティバス障がい者利用負担助成	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	小幡 順一	<b>内線</b>	2 6 8 3
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	コミュニティバス障害者利用負担軽減費（56-44-60-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	17 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	バリアフリー化の推進[02-09]			
<b>目的</b>	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図る。				
<b>対象者等</b>	障がい者手帳所持者（区内・区外問わず）でバス利用者				
<b>内容</b>	<p><b>【運賃免除方法】</b> コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 平成20年10月からは、コミュニティバス専用パスの提示により運賃免除とする。</p> <p><b>【補助方法】</b> コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく、障がい者手帳による運賃免除を受けた実績人数により、通常運賃から障がい者の民営バス運賃割引を差し引いた金額を運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p><b>【民営バス運賃割引】</b>適用は身体障がい者及び知的障がい者のみ 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 については「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要</p> <p><b>【精神障がい者の取扱】</b> 精神障がい者については民営バス運賃割引は適用されないため、全額区負担となる。 平成18年10月から手帳が写真付（更新の際に順次切り替え）となり、写真付手帳所持者については運賃割引適用となっているため、手帳所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月からは、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担する。</p>				
<b>経過</b>	平成17年 4月20日 バス運行開始 平成20年10月 コミュニティバス専用パスの運用開始予定				
<b>必要性</b>	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。その運賃を免除することにより、障がい者の交通手段を確保するため、必要である。				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【補助支払】</b> 四半期毎実績払い				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	<b>予算額</b>			442	930	1,460	1,266	1,874
	<b>決算額（20年度は見込み）</b>			0	930	1,207	1,241	1,874
	<b>人件費</b>				669	666	427	
	<b>【事務分担当量】（％）</b>				15	15	5	
	<b>合計（+）</b>	0	0	0	1,599	1,873	1,668	1,874
	<b>国（特定財源）</b>							
<b>実績の推移</b>	<b>都（特定財源）</b>							
	<b>その他（特定財源）</b>							
	<b>一般財源</b>	0	0	0	1,599	1,873	1,668	1,874
	<b>事項名</b>	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>補助対象者数</b>				10,789	13,950	14,321	22,078	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運賃補助	1,207	運賃補助	1,241	運賃補助	1,824
	一般需用費					バス印刷製本	50

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	補助対象者数（実績）	10,789	13,950	14,321	22,078	-	バスを利用した障がい者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>区内在住・在勤者以外の運賃 身体障害者手帳、愛の手帳（又は療育手帳）又は精神保健福祉手帳の提示により補助の適用となるため、区内在住・在勤者以外の運賃についても負担している。</p> <p>精神保健福祉手帳所持者について、平成18年10月からの段階的な写真付の手帳交付に伴い、段階的に運賃半額軽減を行っているため、そのことに伴う対応が必要である。平成20年10月対応予定。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 1 区 未実施 区）</p> <p>港区：身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳所持者は全額免除 その他荒川区と同様の事業者運営による区は民営バス割引のみを適用</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
なし		-
なし		-
-		-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	利便性を向上するように取り組む

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美	
			担当者名	新見 英信	内線	2 6 8 2	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	自動車燃料助成事業（56-44-70-01）						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	3年度	根拠法令等	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]					
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。						
対象者等	下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。福祉タ-券と選択事業、併給不可。 対象者要件：区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。施設、特養等入所者は除く。 平成20年4月現在 助成対象者数235人 下肢・体幹機能障がい者1～3級 視覚障がい者1・2級 内部障がい者1～3級 上肢機能障がい者1級 愛の手帳1～2度 所得額制限：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下						
内容	<p>【事業内容】 助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヵ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】 申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで</p> <p>【助成金額】 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。</p>						
経過	<p>平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更</p> <p>平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級）</p> <p>平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設</p> <p>平成 10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。</p>						
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	7,066	6,710	6,621	5,981	6,810	7,002	7,152	
決算額（20年度は見込み）	6,427	6,147	6,607	5,981	6,772	6,958	7,152	
人件費				1,146	1,143	1,098		
【事務分担量】（%）				35	35	20		
合計（+）	6,427	6,147	6,607	7,127	7,915	8,056	7,152	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,427	6,147	6,607	7,127	7,915	8,056	7,152	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	助成対象者数	239名	237名	252名	237名	241名	244名	235名

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要			印刷用紙代等	11	印刷用紙代等	14
	役務費	郵便料	35	郵便料	0	郵便料	40
	扶助費	ガソリン助成費	6,737	ガソリン助成費	6,947	ガソリン助成費	7,098

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	助成対象者数	237名	241名	244名	239名	294名	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	心身障害者福祉手当支給事業費（56-52-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	49年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例
終期設定	有	無	年度	法令等	同条例施行規則
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に障がいをもつ者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額 【平成20年6月1日現在】3,647名				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者...15,500円 【区独自基準手当月額】身体障害者手帳3級、愛の手帳4度...9,500円 区指定難病患者...15,500円 区指定難病とは、国指定（46種）、都指定（28種）、點頭てんかんの計75種 【財源】都基準手当については、都区財政調整措置がなされている。				
経過	平成12年8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円 3,481,000円） 都見直し理由...社会経済状況の変化 区見直し理由...介護保険制度導入 負担の公平化、他制度との整合 在宅サービス充実化へのシフト 平成13年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円 3,549,000円） 平成14年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円 3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・パトームが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。 （対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）				
必要性	心身に障がいをもつ者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	760,923	666,871	656,274	666,993	624,788	635,342	631,845	
決算額（20年度は見込み）	733,037	659,304	645,535	666,993	621,781	613,222	631,845	
人件費				3,448	3,416	2,562		
【事務分担量】（%）				40	40	30		
合計（+）	733,037	659,304	645,535	670,441	625,197	615,784	631,845	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	733,037	659,304	645,535	670,441	625,197	615,784	631,845	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	身障1・2級（都）	1,966	1,970	1,985	1,995	1,916	1,888	1,887
	愛の手帳1～3度（都）	203	212	220	222	222	226	224
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	58	58	56	55	51	51	51
	身障3級（区単）	616	588	577	557	557	533	539
	愛の手帳4度（区単）	223	236	244	254	262	271	275
	難病（区単）	833	734	724	642	651	664	671
	合計	3,899	3,798	3,806	3,725	3,659	3,633	3,647

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	窓空き封筒	63	窓空き封筒	40	窓空き封筒	65
	委託料	支払通知封入委託	31	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	34
	扶助費	心身障害者福祉手当	621,688	心身障害者福祉手当	613,152	心身障害者福祉手当	631,746

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	都基準対象者	2,272	2,189	2,165	2,162	-	平成20年度は6月1日現在
	区単独対象者	1,453	1,470	1,468	1,485	-	平成20年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者が手当支給対象外となっている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 東京都事業 手当額加算区1区（世田谷区、大田区、杉並区）、対象拡大22区（身障3級、愛の手帳4度、難病患者等）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	特別障害者手当支給事業費（56-52-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	39年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別
終期設定	有	無	年度	法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の障害を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。				
対象者等	<p>【特別障害者手当】20歳以上の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障害要件該当者）（施設入所、3月を越える入院の場合を除く）</p> <p>【障害児福祉手当】20歳未満の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障害要件該当者）（施設入所、障害年金受給の場合を除く）</p> <p>【経過的福祉手当】従来の福祉手当受給者で、障害基礎年金も特別障害者手当も支給されない者に対し、経過措置として支給（新規認定はなし）</p> <p>いずれの手当も本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月に基準額の改正あり。扶養者1人の場合、本人の所得額は3984千円、扶養義務者・配偶者の所得額は6536千円以下のもの。）</p>				
内容	<p>上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。</p> <p>【手当の支給期間】申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。</p> <p>【支給方法】5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。</p> <p>【手当月額】特別障害者手当 26,440円（18年4月改定） 障害児福祉手当 14,380円（18年4月改定） 経過的福祉手当 14,380円（18年4月改定）</p>				
経過	<p>昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない）</p> <p>平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。</p> <p>平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障害程度の判定を区嘱託医に依頼。（判定が困難な事例のみ都へ協議する。）</p>				
必要性	国制度の実施				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	51,270	55,039	53,482	52,861	53,776	55,465	54,868	
決算額（20年度は見込み）	51,235	51,899	51,415	52,696	53,423	55,106	54,868	
人件費				862	1,708	2,989		
【事務分担量】（%）				10	20	35		
合計（+）	51,235	51,899	51,415	53,558	55,131	58,095	54,868	
国（特定財源）	38,804	38,941	38,064	40,082	39,986	41,545	40,900	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	12,431	12,958	13,351	13,476	15,145	16,550	13,968	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	特別障害者手当受給者数	117	125	126	133	133	135	130
	障害児福祉手当受給者数	64	57	58	57	58	59	61
	経過的福祉手当受給者数	29	28	27	22	22	14	16

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	判定医謝礼	0	判定医謝礼	39	判定医謝礼	278
	一般需要費	事務用消耗品費	80	事務用消耗品費	5	事務用消耗品費	10
	役務費	郵送料	0	郵送料	35	郵送料	46
	扶助費	特別障害者手当等	53,415	特別障害者手当	55,027	特別障害者手当	54,534

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	特別障害者手当受給者数	133	133	135	130	-	-
	障害児福祉手当受給者数	57	58	59	61	-	-
	経過的福祉手当受給者数	22	22	14	16	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者福祉給付金支給事業費（56-52-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠法令等	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者				
内容	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額単価 重度33,000円 中度26,000円</li> <li>・給付対象 以下の要件に該当する無年金障がい者 昭和37年1月1日以前に生まれた者 20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 昭和57年1月1日前に障害者となった者</li> </ul> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請 対象者の申請により申請受理</li> <li>審査 給付対象要件、障がい程度について審査</li> <li>決定 給付金支給決定</li> <li>支給 4ヶ月に1回支給</li> </ul> <p>【参考】特別障害給付金 同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額：49,850円（一級）、39,880円（二級）</p>				
経過	昭和57年1月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。			
	平成17年4月	特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。			
	平成19年4月	事業開始			
必要性	障がい者は、主として障害基礎年金と手当を受給し、無年金障がい者は特別障害者給付金と手当を受給しているが、外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、十分な収入がなく生活が困窮している。また、障害の状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置は必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	(窓口) 障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額						2,376	2,376	
決算額（20年度は見込み）						1,208	2,376	
人件費						427		
【事務分担量】（%）						5		
合計（+）	0	0	0	0	0	1,635	2,376	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	1,635	2,376	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
						6	6	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費			給付金	1,208	給付金	2,376

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	支給対象者数	-	-	6	6	-	支給対象者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 4 区 未実施 区） 葛飾区：重度心身障害者特別給付金 豊島区：重度心身障害者特別給付金 北区：重度障害者特別給付金 江戸川区：重度心身障害者特別給付金

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業	( 20年度 19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に重度の障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障がいを有し（身体手帳1・2級、愛の手帳1・2度で一定の障害要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） 対象外 …… 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3,984千円				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。</li> <li>・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。</li> <li>・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。</li> <li>・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。</li> </ul> <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受取り、東京都に進達する。</li> <li>・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。</li> <li>・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施）</li> </ul>				
経過	平成12年8月	年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）			
	平成13年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）			
	平成14年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）			
	平成15年3月	所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）			
必要性	都制度の実施				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額								
決算額（20年度は見込み）								
人件費				862	854	1,708		
【事務分担量】（%）				10	10	20		
合計（+）	0	0	0	862	854	1,708	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	862	854	1,708	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
受給者数	133	131	135	138	138	136	136	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受給者数	138	138	136	136	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	平成12年8月より現況調査が年1回から2回に変わり、事務量が増大しているため、都に対し事務の簡素化を要望している。
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	
------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養年金制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠	東京都心身障害者扶養年金条例
終期設定	有	無	年度	法令等	東京都心身障害者扶養年金条例施行細則
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が相互に掛金を払い込み、保護者が死亡又は身体及び精神の機能を著しく喪失した状態となった後に障がい者に年金を支給し、もって障がい者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、残された障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	知的障がい者・身体障がい者（4級以上）・精神病患者・その他（脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症）の保護者であり、加入時に東京都の区域内に住所を有し、65歳未満であり、東京都規則で定める疾病の状況にないものが加入となれた。				
内容	<p>1 身体障害者手帳又は愛の手帳の写し、もしくは精神病等判定書と、加入者・障がい者・年金受取人の住民票を添えて加入申請書を区障害者福祉課に提出、区障害者福祉課は都あて送付する。加入が決定すると加入証書と掛金納入書が区を通じて送付される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者は毎月期日までに、東京都指定金融機関又は都内の郵便局から掛金を払い込む。掛金は、20年間収めるとその後は免除となる。</li> <li>・加入中に障がい者が亡くなった場合、申請により弔慰金が加入者あて支給される。</li> <li>・脱退又は特約条項附加を取り消す場合は、申請により脱退一時金・取消一時金が加入者あて支給。</li> </ul> <p>2 加入者が死亡又は心身の機能を著しく喪失した状態となった時、申請により毎月定額の年金が受取人の口座に振り込まれる。</p> <p>【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p> <p>【掛金】基本分4,800円～15,600円（特約分1,600円～5,200円）加入者の加入時の年齢により7段階。</p> <p>減額要件：生活保護 1/2減額、住民税非課税 1/2減額 夫婦ともに障がい者で相互加入 どちらか一方が1/2減額</p>				
経過	<p>昭和44年 4月 制度発足</p> <p>昭和45年 9月 制度改正（掛金の引下げ、国制度と同額に。払込期間の短縮、25年から20年に。）</p> <p>昭和53年10月 制度改正（掛金の引上げ。年金額の引上げ、20,000円から30,000円に。）</p> <p>昭和62年 7月 制度改正（加入資格年齢緩和、45歳未満から65歳未満に。特約制度導入。）</p> <p>平成10年10月 制度改正（掛金の経過的引上げ。脱退一時金・取消一時金の創設。掛金減額内容の変更等。</p> <p>平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申</p> <p>平成18年12月 扶養年金廃止決定。</p> <p>平成19年2月末 扶養年金廃止（年金受給者には、年金の支払いを継続する。年金未受給者は、東京都が清算金を支払う。）</p> <p>平成19年 5月 区として説明会を行った。</p>				
必要性					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費				826	1,281	939	
	【事務分担量】（%）				10	10	11	
	合計（+）	0	0	0	826	1,281	939	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	826	1,281	939	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	総加入者数			19,847	-	-	-	-
	総受給者数			9,946	-	-	-	-
	区加入者数	297	294	288	285	285	-	-
	区受給者数	160	161	166	170	170	162	162

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	区加入者数	285	285	-	-	-	-
	区受給者数	170	170	162	162	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	平成19年2月に東京都心身障害者扶養年金の制度が廃止になり、加入者（年金未受給）に都が清算金にて支払うこととなった。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
見直し	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 20年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例		
終期設定	有 無 年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害となった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	次の ~ の保護者。（東京都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる） 知的障がい者 身体障がい者（1～3級） 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が 又は と同程度と認められるもの（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など）				
内容	<p>1 加入希望者は、加入等申込書に障害者手帳の写し等（又は医師の診断書）と、住民票等を添付し、区に提出。区は都に送付。加入が承認されると承認通知書と証書が区を通じて加入者に送付される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者は、都から送付された掛金払込納付書により、毎月月末までに、掛金を納付する。年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上となったとき以後の加入月から掛金が免除となる。</li> <li>・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。</li> <li>・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。</li> </ul> <p>2 加入者が死亡し、又は重度障害と認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 【年金額】 20,000円/月（加入1口当たり） 【掛金】 9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階。（平成20年4月1日現在） （生活保護を受けている場合、住民税非課税または免除されている場合、その他知事が必要と認める場合は、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される）</p>				
経過	平成20年4月 制度発足				
必要性					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費							
	【事務分担当】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	総加入者数							226
	総受給者数							0
	区加入者数							4
	区受給者数							0

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	区加入者数	-	-	-	4	-	-
	区受給者数	-	-	-	0	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>平成19年2月に東京都心身障害者扶養年金の制度が廃止になったため、新たに平成20年4月から東京都心身障害者扶養共済制度が発足した。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	原爆被爆者援護事業費（56-56-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図る。</li> <li>区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中）</li> </ul>				
対象者等	<b>【見舞金】</b> 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） <b>【団体補助金】</b> 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中）				
内容	<b>【見舞金】</b> 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 ..... 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 ..... 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。  <b>【団体運営補助金】</b> 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）				
経過					
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	404	404	404	404	404	404	404
	決算額（20年度は見込み）	404	404	404	394	384	373	404
	人件費				172	171	85	
	【事務分担当】（%）				2	2	1	
	合計（+）	404	404	404	566	555	458	404
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	404	404	404	566	555	458	404
	実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
見舞金支給者		40	40	40	39	38	37	40

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品		4	消耗品	3	消耗品
扶助費	見舞金		380	見舞金	370	見舞金	40

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	対象者数	39	38	37	40	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 16 区 未実施 5 区）港・新宿・墨田・江東・足立 未回答 1区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--